

被災したハウスや農業機械等の修繕、導入（更新）に助成はありますか

《概要》

農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設（農業用ハウス、果樹棚、畜舎等）や農業用機械の復旧等の経費を支援します。

1 助成対象者

農業用施設・機械等が被災した農業者で、今後も営農を継続する者
（市町村からの被災証明を受けていること）

2 支援対象

- （1）農産物の生産に必要な施設又は、生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- （2）農産物の生産に必要な施設又は、生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。
- （3）（1）と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備
- （4）農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の取得又は、農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕
- （5）農業用ハウス等に流入した土砂の撤去
- （6）倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去等

3 補助率

・農業用施設・機械の修繕・取得の場合

国費：5／10、県費：2／10、市町村費：2／10

（市町村により異なります）

・施設の撤去の場合

国費：5／10、県費：2.5／10、市町村費：2.5／10

（市町村の予算措置がない場合は事業実施できない）

《留意点》

- ・事業主体：市町村
- ・市町村から被災証明を受けていること。
- ・補助金の交付決定前に整備したのも対象となるので、被災日以降の取組がわかる書類や領収書などを必ず保管しておいてください。
- ・農業用機械の取得の場合は、農業経営の改善に係る目標設定が必要。

《今後のスケジュール》

要望調査を実施していますので、詳細は市町村を通じてお知らせします。

《補助事業制度》

被災農業者向け経営体育成支援事業（国制度）

詳細はこちらから

http://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/30ke_shien/30_ame/index.html

県PR版

<http://www.pref.okayama.jp/page/574767.html>

《問い合わせ先》

担当部署	電話番号
県庁 農村振興課 中山間地域農業推進班	086-226-7442
備前県民局 農業振興課	086-233-9826
備中県民局 農業振興課	086-434-7030
美作県民局 農業振興課	0868-23-1304